旧規則別表第三の上欄に掲げる一　先行技術調査（計測）又は二　先行技術調査（応用物理）	新規則別表第三の上欄に掲げる二　先行技術調査（応用物理）	施行日における上欄に掲げる区分に係る特定登録調査機関として受けた登録の有効期間の残存期間のうちいずれか長い期間と同一の期間
旧規則別表第三の上欄に掲げる三　先行技術調査（分析診断）	新規則別表第三の上欄に掲げる三　先行技術調査（分析診断）	施行日における上欄に掲げる区分に係る特定登録調査機関として受けた登録の有効期間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第三の上欄に掲げる二、四　先行技術調査（応用物理）、四　先行技術調査（応用光学）、三十七　先行技術調査（映像システム）又は三十八　先行技術調査（画像処理）	新規則別表第三の上欄に掲げる四　先行技術調査（応用光学）	施行日における上欄に掲げる区分に係る特定登録調査機関として受けた登録の有効期間の残存期間のうち最も長い期間と同一の期間
旧規則別表第三の上欄に掲げる四　先行技術調査（応用光学）、六　先行技術調査（事務機器）又は八　先行技術調査（アミューズメント）	新規則別表第三の上欄に掲げる五　先行技術調査（光デバイス）	施行日における上欄に掲げる区分に係る特定登録調査機関として受けた登録の有効期間の残存期間のうちいずれか長い期間と同一の期間
旧規則別表第三の上欄に掲げる七　先行技術調査（自然資源）	新規則別表第三の上欄に掲げる六　先行技術調査（事務機器）	施行日における上欄に掲げる区分に係る特定登録調査機関として受けた登録の有効期間の残存期間のうち最も長い期間と同一の期間
旧規則別表第三の上欄に掲げる八　先行技術調査（アミューズメント）	新規則別表第三の上欄に掲げる七　先行技術調査（自然資源）	施行日における上欄に掲げる区分に係る特定登録調査機関として受けた登録の有効期間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第三の上欄に掲げる九　先行技術調査（住環境）	新規則別表第三の上欄に掲げる八　先行技術調査（アミューズメント）	施行日における上欄に掲げる区分に係る特定登録調査機関として受けた登録の有効期間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第三の上欄に掲げる十　先行技術調査（自動制御）、十一　先行技術調査（動力機械）、二十二　先行技術調査（電気化学）又は三十五　先行技術調査（電力システム）	新規則別表第三の上欄に掲げる九　先行技術調査（住環境）	施行日における上欄に掲げる区分に係る特定登録調査機関として受けた登録の有効期間の残存期間のうち最も長い期間と同一の期間

旧規則別表第三の上欄に掲げる一　先行技術調査（自動制御）又は十一　先行技術調査（動力機械）	新規則別表第三の上欄に掲げる十一　先行技術調査（動力機械）	施行日における上欄に掲げる区分に係る特定登録調査機関として受けた登録の有効期間の残存期間のうちいずれか長い期間と同一の期間
旧規則別表第三の上欄に掲げる十二　先行技術調査（運輸）、二十七　先行技術調査（プラスチック工学）又は三十四　先行技術調査（伝送システム）	新規則別表第三の上欄に掲げる十二　先行技術調査（運輸）	施行日における上欄に掲げる区分に係る特定登録調査機関として受けた登録の有効期間の残存期間のうち最も長い期間と同一の期間
旧規則別表第三の上欄に掲げる十三　先行技術調査（一般機械）又は十六　先行技術調査（繊維包装機械）	新規則別表第三の上欄に掲げる十三　先行技術調査（一般機械）	施行日における上欄に掲げる区分に係る特定登録調査機関として受けた登録の有効期間の残存期間のうちいずれか長い期間と同一の期間
旧規則別表第三の上欄に掲げる十四　先行技術調査（生産機械）又は二十一　先行技術調査（金属・金属加工）	新規則別表第三の上欄に掲げる十四　先行技術調査（生産機械）	施行日における上欄に掲げる区分に係る特定登録調査機関として受けた登録の有効期間の残存期間のうちいずれか長い期間と同一の期間
旧規則別表第三の上欄に掲げる十五　先行技術調査（搬送）又は三十九　先行技術調査（電気機器）	新規則別表第三の上欄に掲げる十五　先行技術調査（搬送）	施行日における上欄に掲げる区分に係る特定登録調査機関として受けた登録の有効期間の残存期間のうちいずれか長い期間と同一の期間
旧規則別表第三の上欄に掲げる十六　先行技術調査（繊維包装機械）	新規則別表第三の上欄に掲げる十六　先行技術調査（繊維包装機械）	施行日における上欄に掲げる区分に係る特定登録調査機関として受けた登録の有効期間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第三の上欄に掲げる十七　先行技術調査（生活機器）、十八　先行技術調査（熱機器）、二十五　先行技術調査（有機化学）又は二十九　先行技術調査（繊維・積層体）	新規則別表第三の上欄に掲げる十七　先行技術調査（生活機器）	施行日における上欄に掲げる区分に係る特定登録調査機関として受けた登録の有効期間の残存期間のうち最も長い期間と同一の期間
旧規則別表第三の上欄に掲げる十八　先行技術調査（熱機器）又は二十六　先行技術調査（環境化学）	新規則別表第三の上欄に掲げる十八　先行技術調査（熱機器）	施行日における上欄に掲げる区分に係る特定登録調査機関として受けた登録の有効期間の残存期間のうちいずれか長い期間と同一の期間